

多頭飼育等監視指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、栃木県動物愛護指導センター（以下「センター」という。）が行う犬・猫の適正な飼養ができない多頭飼育者（犬又は猫を飼育する者であって、飼養施設において飼養する犬又は猫の数、又はこれらを合算した数が概ね 10 以上の者をいう。）等に対して実施する立入調査、指導及び処分等について必要な事項を定め、これらの業務の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

本マニュアルにおいて、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）については、以下「動愛法」、同法施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）については、以下「動愛法施行規則」、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年栃木県条例第 28 号）については、以下「動愛条例」という。

なお、動愛法第 10 条に規定する第一種動物取扱業者及び同法第 24 条の 2 に規定する第二種動物取扱業者にあつては、本マニュアルの他、第一種及び第二種動物取扱業監視指導要領により行うものとする。

2 指導対象者

本マニュアルに基づく監視指導については、次の各号に該当する者を対象に行うこととする。

- （1）多数の動物の飼養又は保管に起因した鳴き声等の騒音、悪臭、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれ、周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼしている事態が生じているとき（動愛法第 25 条第 1 項、動愛法施行規則第 12 条）、当該事態を生じさせている者
- （2）多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じているとき（動愛法第 25 条第 3 項、動愛法施行規則第 12 条の 2）、当該事態を生じさせている者
- （3）犬のけい留がされていない事態が生じているとき（動愛条例第 5 条）、当該事態を生じさせている者

3 立入調査

苦情者等からの通報内容について、偏見、先入観にとらわれず、客観性をもって事実確認を行い、法的根拠と照らし、指導対象となる事態が生じていると判断した場合は、次の事項に留意して立入調査を実施するものとする。

- ① 原因者については、事前に過去の苦情、指導等の経緯を確認すること
- ② 私有地や施設等に立ち入る場合、その所有者又は管理者等（以下「所有者等」という。）に調査の目的や趣旨を伝え、所有者等の立ち会いについて協力を要請すること
- ③ 調査において身分証を携行し、関係者から求められた時にはこれを提示すること
- ④ 苦情者のほか、必要に応じて周辺住民への聞き取り、原因者の周辺環境の確認、市町等から情報収集に努めること
- ⑤ 客観性、効率性及び安全性を確保するため、複数の職員により調査を実施すること
- ⑥ 事件等重大事案への発展が想定される場合は、市町及び警察署等関係機関に情報提供するとともに、必要に応じて関係機関と合同で調査を実施すること
- ⑦ 調査は、本マニュアル 2（1）から（3）の事態の確認のほか、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号、以下「基準」という。）等の遵守状況についても確認すること
- ⑧ 現状の把握及び改善状況確認のために必要な範囲で写真撮影を行う場合は、立会い者の了解を得ること

4 処分基準

(1) 指導

立入調査の際、法令等に違反するおそれのある不適事項が発見された場合は、動物適正指導票（様式第1号）に記録し、多頭飼育者等に対し交付するものとする。改善状況については、一定期限を定めて報告させることとし、報告があった者に対しては、再立入調査により確認に努めるものとする。

ただし、その内容が非常に軽易なものについては、口頭指導も可とし、また、重要な違反、悪質事例等にあつては、以下の勧告等の対応について検討するものとする。

(2) 勧告

(1) による改善指導をしたにもかかわらず、その後の数度の立入調査においても改善が認められないもので重要な違反と判断されるものについては、動愛法第25条第1項又は同条第3項に基づく勧告を、文書により実施するものとする（各々様式第2号又は様式第3号）。

(3) 措置命令

(2) による勧告を受けたものについては、定めた期限内に明らかに改善の様子が認められない場合又は改善の報告がなされない場合にあつては、法第25条2項又は同条第3項の規定に基づく行政処分を、文書により更に期限を定めて措置命令するものとする（各々様式第4号又は様式第5号）。

なお、動愛条例第8条の規定に基づく行政処分については、(1) による改善指導をしたにもかかわらず、その後の数度の立入調査においても改善が認められないもので重要な違反と判断されるものを、文書により措置命令するものとする（様式第6号）。

(4) 告発

(3) の行政処分で実効性のない者等については、告発を検討するものとする。検討の結果、告発を行う場合は、告発書（様式第7号）に証拠書類を添えて所轄の警察署に申し出るものとする。

5 準用

2(1)～(3)の他、動物の所有者等に対して立入調査、指導等を要する事案については、必要に応じて関係機関と連携の上、当該マニュアルを参考にして対応するものとする。

6 その他

勧告、命令又は告発を行うことを考慮する事案については、生活衛生課と協議しながら対応を進めるものとする。

附則

- 1 このマニュアルは、平成25年9月1日から適用する。
- 2 このマニュアルは、平成27年4月1日から適用する。
- 3 このマニュアルは、平成31年4月1日から適用する。

様式第 1 号

動物適正飼養指導票

1 指導年月日 年 月 日

2 指導対象者

飼養者氏名

飼養者住所

3 改善指導事項

(1)

(2)

(3)

4 改善の報告

報告の必要性 なし ・ あり（報告期限 年 月 日）

報告の形式 口頭 ・ 文書

上記のとおり指導します。

なお、報告期限までに改善指導事項が改善されない場合は、〇〇法（条例）に基づき、勧告（処分）する場合があります。

栃木県動物愛護指導センター

〇〇

〇〇 〇〇

印

栃木県動物愛護指導センター

〒321-0166

宇都宮市今宮 4－7－8

TEL 028-684-5458

FAX 028-684-5926

様式第 2 号

動愛セ第 号
年 月 日

様

栃木県動物愛護指導センター所長名

周辺の生活環境が損なわれている事態の改善について（勧告）

あなたが、多数の動物を飼養又は保管することに起因して、周辺の生活環境が損なわれていると事態が生じていると認められますので、 年 月 日までに下記のとおり改善されるよう、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき勧告します。

なお、改善を勧告した事項について、期限内にその勧告に従わないときは、同法に基づき、処分する場合があります。

記

1 改善勧告事項

2 改善後の報告

（ 栃木県動物愛護指導センター
〒321-0166
宇都宮市今宮 4－7－8
TEL 028-684-5458
FAX 028-684-5926 ）

様式第 3 号

動愛セ第 号
年 月 日

様

栃木県動物愛護指導センター所長名

動物が虐待を受けるおそれがある事態の改善について（勧告）

あなたは、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせていると認められますので、 年 月 日まで
に下記のとおり改善されるよう、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第
105 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき勧告します。

なお、改善を勧告した事項について、期限内にその勧告に従わないときは、同法に基づき、処分する場合があります。

記

1 改善勧告事項

2 改善後の報告

栃木県動物愛護指導センター
〒321-0166
宇都宮市今宮 4－7－8
TEL 028-684-5458
FAX 028-684-5926

様式第 4 号

動愛セ達第 号

措 置 命 令 書

令 達 先

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 25 条第 2 項の規定により、あなたが、多数の動物を飼養又は保管することに起因して生じさせている周辺の生活環境への影響を除去するため、 年 月 日までに下記のとおり措置することを命じます。

1 措置命令事項

2 措置後の報告

＊ この命令に違反した場合、動物の愛護及び管理に関する法律第 46 条の 2 の規定により罰せられることがあります。

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長名 印

教示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分に対する取消訴訟については、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表するものは、栃木県知事となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求した場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 5 号

動愛セ達第 号

措置命令書

令 達 先

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 25 条第 3 項の規定により、あなたが、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して生じさせている、動物が虐待を受けるおそれがある事態を除去するため、 年 月 日までに下記のとおり措置することを命じます。

1 措置命令事項

2 措置後の報告

＊ この命令に違反した場合、動物の愛護及び管理に関する法律第 46 条の 2 の規定により罰せられることがあります。

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長名 印

教示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分に対する取消訴訟については、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表するものは、栃木県知事となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求した場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 6 号

動愛セ達第 号

措 置 命 令 書

令 達 先

栃木県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年栃木県条例第 28 号）第 8 条の規定により次のとおり措置することを命じます。

年 月 日

栃木県動物愛護指導センター所長名 印

1 措置命令事項

2 措置後の報告

＊ この命令に違反した場合、栃木県動物の愛護及び管理に関する条例第 15 条の規定により罰せられることがあります。

教示

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木県知事に対して審査請求をすることができます。ただし処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分に対する取消訴訟については、栃木県を被告として(訴訟において栃木県を代表するものは、栃木県知事となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができなくなります。)ただし、審査請求した場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 7 号

告 発 書

年 月 日

栃木県 警察署長 様

告発人

勤務場所の所在地 栃木県宇都宮市今宮 4 丁目 7 番 8 号

勤務場所の名称 栃木県動物愛護指導センター

職名 栃木県動物愛護指導センター所長

氏名 印

生年月日

被告発人

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称、代表者氏名及び生年月日

1 告発の趣旨

※ 被告発人の以下の行為は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 条の規定に違反していると考えられるため、告発します。

2 告発の事実

※ 被告発人、日時、場所、違反事実等を記載

3 違反の認定根拠

※ 告発罪名、適用法条項、罰則条項等を記載

4 立証方法

※ 違反事実の立証に必要な意見書、写真、書類、資料等の添付物を記載

（注）その他、疎明資料等を添付すること。